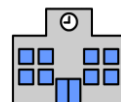


# 取組事例の紹介 ⑩



長野県教育委員会事務局 心の支援課

## 保護者とともにいじめの防止・解決に取り組むZ小学校



いじめ防止対策推進法が施行されて11年がたちました。法律の施行以来、各学校では法律やガイドラインに基づいたいじめへの対応が進められてきました。今号では、法律やガイドライン等をもとに、保護者とともに学校独自のいじめ対応マニュアルを作成していじめの防止・解決に取り組んでいる、Z小学校の特色ある取組について紹介します。

### Z小学校の取組の経緯

Z小学校では、近年、複数のいじめが発生しました。当時、教職員がよりどころとしてすぐに活用できるようないじめ対応マニュアルがなく、教員によって対応が異なったり、組織的な対応に結びつかなかったりして、解決が困難になってしまうケースがありました。そこで、できる限り未然防止や早期発見をしつつ、起こったいじめに対して適切に対応し、子どもたちの望ましい成長につなげていくために、法律やガイドライン等をもとに、よりどころとなるマニュアルを作成し、教職員、保護者がそれを活用しながらいじめの防止・解決に取り組めるようにしました。

### Z小学校の取組の特徴

Z小学校では、次のように、教職員、保護者、子どもの三者がそれぞれ必要なことを学びながら、いじめの防止・解決に取り組んでいます。

#### 1 教職員と保護者の協働によるいじめ対応マニュアルの作成



##### ① いじめ対応マニュアルの作成

Z小学校のいじめ対策委員会の教職員、保護者が集まって、法律やガイドライン、県教育委員会発行の資料を読み込み、学び合いながら、いじめの防止、早期発見と対応、再発防止と事後の見守りを網羅した、Z小学校独自のいじめ対応マニュアルを作成しました。

##### ② フローチャートの作成(3ページ【資料】参照)

いじめ対応に関わる全体像をつかみやすいように、全体像を示したフローチャートを作成し、マニュアルの目次として活用できるようにしました。教職員は、現在の状況をフローチャートで確認して該当するページを参照することで、その場面に応じた対応方法や留意点を詳細に把握して対応にあたることができます。

#### 2 教職員の取組の充実



##### ① マニュアルの活用

学級担任は、教室等のすぐに取り出せる場所にマニュアルを保管しておき、いじめが起きたときには内容を確認しながら対応にあたっています。こうすることで、学級担任の孤立や抱え込みを防ぎ、すみやかに組織的な対応に繋げる一助となっています。

また、校内のいじめ対策委員会でも、マニュアルを活用しています。

##### ② マニュアルの概要版の作成と活用 (<https://www2.nagano-ngn.ed.jp/news/2023/202310/20231030180427-0807.pdf>)

いじめ対応マニュアルの概要版を作成して、年度当初に全教職員で読み合わせをすることで、共通認識の下、同一歩調でいじめの防止、解決にあたることができるようにしています。

##### ③ 「いじめの認知について」(平成28年10月26日文部科学省資料)の読み合わせ

「いじめの認知について」を、年度当初に全教職員で読み合わせをすることで、些細な事象も含めていじめを見逃すことなく的確に認知し、早期に適切な対応に繋がられるように努めています。

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/124/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1378716\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1378716_001.pdf))

### 3 保護者への啓発の充実



- ① マニュアルの概要版の保護者への配付  
作成したいじめ対応マニュアルの概要版を、年度当初にPTA会長と学校長の連名で全保護者に配付して一読と保存を呼びかけることで、保護者もいじめに関わる基本的な内容について理解するとともに、Z小学校のいじめ対応のおおまかな流れをあらかじめ把握できるようにしました。このことにより、学校と保護者とが共通認識の下で連携していじめの防止、解決にあたることができるようにしています。  
また、概要版を学校のホームページにも掲載し、保護者が必要なときにいつでも閲覧できるようにしています。
- ② マニュアルの概要版を用いて保護者へ説明  
授業参観日の学年PTA等において、いじめ対応マニュアル概要版の内容について説明をすることで、いじめの防止や対応について保護者が理解をより一層深められるように努めています。
- ③ 家庭向けいじめ対応リーフレット(長野県教育委員会発行)の保護者への配付  
家庭向けいじめ対応リーフレット『「いじめ」見逃さない!』を保護者に配付することで、保護者が子どもを見守ったり、子どもとかわったり、関係機関とつながったりする際の一助として活用できるようにしています。  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/documents/25ijimeminogasanai.pdf>)

### 4 子どもの学習の充実



- ① 長野県いじめ防止啓発リーフレット(長野県教育委員会発行)の活用  
年度の始めに、すべての学級で共通して長野県いじめ防止啓発リーフレットを使って、いじめ防止のための学習をおこなっています。その上で、各学年の発達段階に応じて、いじめ防止や人権に関する学習を実施しています。こうした学習を通して、子どもたちが、いじめをどのようにして防ぎ、解決していけばよいのか、そのためにどんな法令やガイドラインがあるのか、また困ったときに誰に相談すればよいのかといったことを学べるようにしています。  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html>)

## Z小学校のいじめ対応マニュアルの概要

- ① いじめの防止・早期発見
    - ・軽微な事象を見逃さない。また、子ども同士の関係性や状況の変化を見逃さない。観察、見守り、声掛けや、必要に応じて席替え等の環境調整を行う。
  - ② 対応・指導
    - ・いじめが発生した際には、できる限り即日、迅速かつ正確に事実を確認し、情報共有を行う。
    - ・いじめを行った子どもに対して、時間をかけてゆっくりと丁寧に内面に響くように指導をする。
  - ③ 再発防止と事後の見守り
    - ・第1段階として、見守り職員の配置や席替え等の環境調整をする。
    - ・第2段階として、接近の禁止等の環境調整をする。
    - ・最終段階として、出席停止の措置を行う。(市教育委員会)
    - ・国のガイドライン「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、解消の判断及び見守りの継続をする(行為が少なくとも3か月止んでいること・心身の苦痛を感じていないことを面談で確認する)。
- ☞ Z小学校のいじめ対応マニュアルは、いじめの防止、早期発見と対応だけでなく、**再発防止と事後の見守りまで網羅**していることが特徴。

Z小学校では、いじめの未然防止、早期発見と適切な対応、子どもたちの望ましい成長のためには、まず大人が関係する法令やガイドラインをきちんと学ぶ必要があるのではないかと、そして、すぐに使えるマニュアルが教職員の手に必要なのではないかとといった問題意識から教職員、保護者によるマニュアル作成の取組が始まりました。そして、全ての保護者とマニュアルの概要版や資料を共有し、共通認識の下で連携していじめの防止、解決にあたることができるように取組んでいます。さらに、県のリーフレットを活用していじめについての子どもの学習の充実も図っています。このように、教職員、保護者、子どもの三者でいじめの防止や解決へ向けたアプローチが行われていることが、Z小学校の取組の大きな特徴となっています。

【資料】フローチャート(マニュアルの目次)

いじめ、トラブル(重大な案件からささいなものまで全て)対応マニュアル(詳細P1~P34参照)

このマニュアルの目的と活用方法(P1)

人権意識を持つ重要性と意味、メリット(P2)

そもそも「いじめ」とは何か。まず教師、保護者が深く理解する。

いじめ対策  
の経緯  
(P3)

法律の定義  
と矛盾  
(P3~P6)

いじめ認知の現状と課題(P7)  
いじめの認知について(P8)

原因  
(家庭・学校)  
(P9~P11)

種類・内容  
(P12)

いじめの実態の概要(P13)  
いじめの構造(概念図)(P14)

いじめの影響と残酷さ、不条理(P15)

いじめは子どもが行うものではない。大人の無関心、無頓着で起こらせてしまっているもの！ 強い人権意識を！勉強を！

**いじめは、しない・させない・見過ごさないの三原則！**

いじめの未然防止、早期発見の具体的解決案  
(P16、P17、P18、P19)

いじめやトラブルに対する組織的対応(未然防止、早期発見、発生後共通)  
(P20)

こんな対応は絶対にダメ！を確認。(P21)

それでも、いじめ・トラブルが発生してしまった。

事実確認(客観的確認、いじめた側、やられた側、他生徒への聴き取り、証言・情報収集、実地検証、見分)→いじめ認定(P22)

重大事態かどうかの判断  
(P23)

事実確認により、いじめた側を特定できた場合の指導(流れとポイント)(P24)

保護者への連絡、連携、立ち合い  
(P29~P32)

いじめた側の特定が難しい場合の事実確認・指導  
注意点やポイント、考えられる重要な対応とその流れ(P25)

**重要** 再発防止対応策の実施(P26)

いじめ発生後の指導～  
再発防止の流れ 概念図の確認(P27)

いじめの解消の判断とその後の見守り(P28)

子どもを育てる上で大事なこと(概念図)(P33)

大切な社会の子を、保護者・学校(教師)・地域が関心を持って、本物の「三つの心の手」を伸ばして、守り、育て、大切なことを伝えていく

参考文献:P34